

# 平成17年度決算特別委員会会議録

平成18年11月15日(水)

(開 会) 9:58

(散 会) 12:48

## ○ 委員長

ただいまから平成17年度決算特別委員会を開会いたします。執行部から、昨日の「認定第31号 平成17年度筑穂町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査の中で、楡井委員の質疑に対し答弁を一部訂正したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

## ○ 筑穂支所地域振興課長

それでは、昨日、住宅新築資金の回収につきましての質問が出ておりました。その中で、滞納関係でございますけれども、滞納の未納期間の最長期間が何年なのかという質問ございました。その回答の中で、19年と申し上げておりました。その質問の中で、現在までずっと滞納をされてるのか、全然お金を戻してないんじゃないかと、そういう質問があったんですけども、帰って確認しましたところ、現在、月々少額でございますが、支払いをされております。そういうことから、滞納期間が19年であったということで、修正方をよろしくお願いいたします。

## ○ 委員長

滞納期間が19年。（「残っているっていう意味でしょう」と呼ぶ者あり）ちょっと意味が、ちょっとようわからんばってんね。ちょっともう一遍、ようわかるごと答弁してね。

## ○ 筑穂支所地域振興課長

失礼いたしました。昨日の質問の中で、借りたときから19年間一切返還をしてないんじゃないかと、そういうふうに御理解をされた方もあったと思うんですけども、中身を調査しましたところ、年によりましては2回払ったりとか、最近は毎月本人に催促いたしまして、月々分納でございますけれどもいただいております。そういうことから、要するに、結果として今までの滞納の通算で19年あるということございまして、現在も支払って、全然支払ってないということはないということの修正でございます。

## ○ 委員長

支払日より19年おくれとるということ。（「ずっとまだ払いよるばってん、まだずっと」と呼ぶ者あり）残っちゃうということかいね。まあいろいろありましようけど、そういうことで、本件については御了承願いたいと思います。ちょっとこうよくわからんと思いますけど、よろしく申し上げます。本件については、済みません、それで御了承願います。それでは、旧庄内町分の審査に入ります。認定34号から認定第38号までの5件を一括議題といたします。まず、監査委員の審査意見書の庄内町1ページから庄内町29ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、監査委員の審査意見書旧庄内町に対する質疑を終結いたします。次に、議題中、認定第34号の質疑に入ります。各款ごとの質疑に入ります。まず、第1款議会費から第4款衛生費、43ページから94ページまでの質疑を許します。質疑事項一覧表に記載されています明石委員の質疑を許します。

## ○ 明石委員

おはようございます。3番、明石です。毎日毎日コミュニティバスの質問ですけど、庄内のコミュニティバスの点についてちょっとお伺いいたします。70ページですけど、一番わかりやすいのは、資料の4ページを開いていただければ、コミュニティバスの運行状況というものが記載されております。この中で、平成15年庄内観光、平成16年庄内町貸し切りバス組合と、こういうふうになっております。平成15年はこれ観光バス会社ですけど、16年、17年は

貸し切りバス組合となっておりますけど、これはどういう組合か御説明をいただきたいと思っております。

○ 庄内支所保健福祉課長

おはようございます。お答えいたします。委託先の関係につきましては、旧庄内町ではバス関係の業者が2社ございまして、平成16年度にその2社で庄内町貸し切りバス組合を設立されております。したがって、平成16年度から庄内町貸し切りバス組合に委託契約を行ってきておるものでございます。以上でございます。

○ 明石委員

2社あったのを1つにして組合をつくったということなんですけど、15年から16年にかけては、その結果としては少し安くなっています。ただし、16年から17年にかけては、逆に実は200万ほど高くなっているわけです。これの増になった理由。普通だったら、民間で言えば、競合する会社があれば安くなるはずですけど、組合になったために200万ふえたのかなということかなと思いますけど、その理由をお伺いいたします。それから、バス停の箇所は1カ所しかふえてないわけです。そういう理由で、どういう理由かちょっと御説明をお願いします。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。平成16年度から平成17年度の決算では200万円の増額でございます。理由につきましては、筑豊ハイツ温泉、福岡県営の温水プール及びウエルネスパーク——運動公園でございますが、これらが整備されたことによりまして、健康と福祉の向上を推進するため、当初39カ所ありましたバス停の停留所にプラス筑豊ハイツバス停を増設いたしまして、40カ所で運行しているものでございます。それから、経費の面でございますが、1カ所ふえたために200万円は高過ぎるのではというようなお話でございますが、御指摘でございますが、確かに旧4町のバスの関係を利用者数当たりで割り戻したり、キロ数で割り戻したりしますと、確かに庄内町の場合は高い金額となっております。これは仕様書の内容等の相違点も若干あるのではないかと考えておりますが、確かに庄内町が高い金額となっております。以上でございます。

○ 委員長

明石委員、200万上がった理由を聞かんでいいと。

○ 明石委員

今、ちょっと言いましたけど、200万上がった主な理由というのは、今言われた1カ所ふえたからということですかね。

○ 庄内支所保健福祉課長

質問者の言われるとおりでございます。1カ所増設したことによりまして200万円ふえております。

○ 明石委員

実は、今ちょっとキロ数とかそういうのをちょっと言われて、1キロ当たりの単価とかそういうのを出されましたけど、私自体の、私なりに投資した金額とその利用者数を単純にこれは割り算をした場合、穂波が1人当たり401円なんです。それから、筑穂町が391円、それから顛田が218円、それで、庄内は1人当たり、これは僕の計算間違いなければ1,758円という計算になるわけですね。こういうやり方でいいのかなと思いましたが質問をしているわけなんですけど、ぜひ、恐らく課長もこの契約のときにはおられなかったと思うけど、こういうやり方では今後の行財政計画の中でやっぱりきちっとした見直しをしていたかなければいけないのではないと思うんですけど、そこんどこ考えをお聞かせください。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。今後の運行につきましては、旧他町の契約内容

等を参考にいたしまして、経済的な発注に努めていきたいと思っております。以上です。

○ 明石委員

ぜひ、これは庄内町だけのことではない。もう飯塚市になりましたもので、齊藤市長がいつも言われますように、民間を活用して、できるだけ効果があるような、そして、行政改革になるように努力していただきたいと思っております。私の質問を終わります。

○ 委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

初めに乳幼児医療費についてお聞きしたいと思います。ページ数で言えば74ページから順々に行きます。資料で言いますと21ページになります。資料の21ページの方を見ていただきたいと思っております。一番左上の方に乳幼児医療費という欄がありまして、数字がたくさんこう並んでいます。対象数というところを見ていただくと、平成15年302人、16年451人、17年493人という形で随分乳幼児の数がふえています。この乳幼児医療の対象者がこだけふえたということは、赤ちゃんの数がこだけふえたのかなというふうに思うんですけど、その赤ちゃんの数がこんなにふえた原因がどこにあるのか、ちょっと教えていただきたい。ほかに赤ちゃんの数がこだけふえた資料ないんです、どこを見ても。だから、これがこの町政の一つの反映としてあるなら大いに学ばにやいかんというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。御質問の乳幼児の対象者数がふえた理由でございますが、平成16年1月から入院につきましては対象範囲が3歳未満から6歳未満に拡大したことによるものではないかと推察いたしております。以上でございます。

○ 楡井委員

医療の対象者が3歳から6歳にふえたということですが、これは今飯塚市では3歳までの無料と。これとは関係ないんですかね。

○ 庄内支所保健福祉課長

お尋ねの件につきましては、3歳から4歳になった分でございますか。（「3歳未満まで無料だった。それとの絡みでふえたのかなと思って」と呼ぶ者あり）

○ 委員長

飯塚のことを聞くと。飯塚の。

○ 庄内支所保健福祉課長

今、私の方が御説明しましたのは、入院のみでございます。

○ 楡井委員

はい、わかりました。それから、補助率です、一番下の段の。15年30分の17、16年が30分の16、17年が30分の15と、こういうふうに補助率が下がっておりますけども、これは国がこの乳幼児医療費の負担を30分の1ずつ1年間減らしてきたということなんでしょうか。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。負担割合、補助率ですね。負担割合につきましては、平成12年度では県が3分の2、市町村が3分の1でございました。平成13年度から県の負担率が1ポイントずつ下がってまいりまして、現在の平成17年度に至りましては、県が2分の1、市町村が2分の1というふうに負担割合が変わってきております。これは福岡県の公費医療費支給制度の制度でございます。以上でございます。

○ 楡井委員

その関係で1人当たりのこの医療費がこう下がってきたというふうに見てもいいわけですか

ね。先ほど私、国と言いましたけど、これ県の補助率ですね。はい。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。お尋ねの1人当たりの金額とは、補助率とはまた別のものがございます。以上でございます。

○ 楡井委員

じゃあ次に、乳幼児の医療費、飯塚市では今のところ3歳までが無料ということになりました。そこで初診料についてお尋ねいたします。福岡県が3歳未満、つまり2歳までは初診料無料というふうな施策になるということです。まずそこを聞きましょう。そのことはそのとおりにかどうか、御存じでしたらお答えください。

○ 委員長

楡井委員、ちょっと待って、答弁すると言ってる。

○ 財政課長

これは県の取り組みの中で、平成19年1月より2歳児までの初診料が無料の制度が取り組まれることになっております。

○ 楡井委員

それに乗せをして、北九州市ではこの初診料、または初診料を通院される場合は5歳未満、つまり4歳までですね。それから、入院しなければならない場合の初診料は就学前まで無料というふうになるというふう聞いておりますが、これも御存じでしょうか。

○ 委員長

健康増進課長、ここにおらんとかいな。

○ 楡井委員

答弁は、わかりませんですね。

○ 委員長

ちょっと今。

○ 財政課長

今ちょっと担当が在席しておりませんので。なお、今回合併に伴いまして、4歳児まで無料ということで取り組んでおりますので、この初診料の無料化につきましても、4歳児未満については飯塚市では取り組むように考えております。

○ 楡井委員

子育て、それから若い人の定着、それから学園都市飯塚というところから、これを一歩進めて、卒業生が居つくまち、さらには乳幼児の医療費の費用負担の軽減、こういうのがますます重要になってくるんじゃないかというふうに思います。それで、県の施策に今乗せして4歳までというふうなことが検討されているというようなことでございますので、いろいろなシミュレーションを検討していただいて、ぜひ実現をしていただきますようお願いしたいと思います。この項については終わります。

○ 委員長

どうぞ、続けて。

○ 楡井委員

続けていいですか。それでは、75ページになるんでしょうか。75ページから76ページにかけてです。資料で言えば10ページです。昨日もこの関連で質問いたしましたけれども、負担金、補助金及び交付金ということで806万4,000円ということになっております。これについて説明をしていただきたいというふうに思います。

○ 庄内支所地域振興課長

今、御質問のことについて説明させていただきます。決算書76ページにありますように、郡人権同和対策協議会負担金といたしまして4万9,200円、それから同和対策推進費負担

金としまして287万9,000円、それから嘉穂郡山田地区人権同和対策推進協議会負担金といたしまして1万円、町同和対策推進協議会補助金といたしまして63万円、次のページになりますけども、町同和地区協議会補助金といたしまして450万円支出しております。以上でございます。

○ 楡井委員

今の説明の中で、まず同和推進費負担金ということで287万9,000円が上がっています。この中身を説明していただきたいと思います。

○ 庄内支所地域振興課長

お答えいたします。この同和対策推進費負担金と申しますのは、嘉穂山田地区協議会に対します負担金でございます。

○ 楡井委員

嘉山地協への負担金ということでございますね。それでは、11ページから資料にあります解放同盟町協の決算書にある町負担金450万円、これは決算書で言えば79ページですかね（「78ページ」と呼ぶ者あり）78ページの一番上です、あります。この中身についてなんですけど、まず町の補助金450万円、これは昨年も同額であります。会員は6人減っております。それで、総額は450万と同じことなんですけど、1人当たりのこの補助金の額としては約6,000円ぐらい値上げしたという形になっています。なぜそういうことになったのかということについてお答え願います。

○ 庄内支所地域振興課長

お答えいたします。会員数が減って補助金と同額なのはなぜかということでございますが、算出根拠的には、会員数に対して補助金という形で支出をしておりませんで、同和問題、人権問題等の活動していただくということで補助金を支出しております。そういうことで御理解をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 楡井委員

これ庄内町においても、昨日、一昨日質疑をしてきましたように、この解放同盟町協への、また解放同盟地協への補助金支出の基準が何もないということのようであります。次に、じゃあその金額を450万というふうに決まったこと、それから、さらには287万9,000円ですか、地協への負担金、これがどのような経過を経て決められた金額なのかを答弁してください。

○ 庄内支所地域振興課長

補助金の過程についてでございますが、町の予算の範囲内で支出するというで補助金を支出しております。

○ 楡井委員

町の予算の範囲内、これは昨日から同じ答弁が繰り返されております。一般論ですよ。じゃあ、中をこうお聞きしたいという気持ちもありますけど、これ町長会で決められたものじゃないかというふうに思うわけですけどね。それから、町協の交渉も多分あっていると思うんですね。その中でもやりとりが多分あるでしょう。議事録なり何なり。今までのような納得のいかないような答弁は今後避けていただきたい。これ引き続き検討していきたいというふうに思います。3つ目は、負担金の中に同盟会費というのが79万5,480円、これが支出されていると思うんです。資料の中にありませんか。

○ 委員長

同盟会費は58万3,000円で、決算43万なつとるがな、これ。

○ 楡井委員

13ページですね。これは上納金だというふうに思うんですけど、これも昨日も討議しましたけど、市協の方への収入がないんです。これはどういうことなのかというのはわかりますで

しょうか。それから、さらにもう一つ聞きます。カンパという形で支出がやっぱり146万ほど出ているように思うんです。これもちょっとどこにあげられたカンパなのかということがわからないわけです。そういう意味で、自分たちの会費が53万円しか集まっていないということなので、これらはほとんど税金でこういう金額が賄われているんじゃないかというふうに思っていて、大変言うなら正常じゃない状況になっているんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点での説明はできますでしょうか。

○ 庄内支所地域振興課長

今、御質問の件でございますが、資料の負担金の中の同盟会費という部分については、嘉山地協に対する部分だと認識しておりますが、言われるように、今後は是正するような形で指導していきたいと思っております。それと、先ほど言われましたカンパその他の費用ということで、146万と言われておりますが、カンパその他の費用につきましては、8,000円ということで記載がっておりますので、そのことでよろしいでしょうか。それで、申しわけありません。そのカンパその他費用の8,000円につきましては、把握をしておりません。よろしくお願いたします。

○ 楡井委員

よろしくお願いされたくないです。昨日からの答弁があるから同じような内容だというふうに理解を——理解はしませんが、答弁を聞いておきます。次に済みません、88ページの方に移っていただきたいと思えます。ここに委託料として妊婦健康診査委託料というところからずっと8つか9つか健診の委託料が出ております。これは全町民を対象にしたものだというふうに思いますが、その別に、77万円という同和地区健診委託料というのがございます。これは同和地区、またはそういう対象者の方だけの特別な健診料なんだろうけれども、特別にこういう一般町民と別に特別にこの健診をしなければならないような種類の健診なのかどうか、お答え願いたいと思えます。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。御質問の内容につきましては、同和地区健診委託料、これは県の補助事業でございます、短期1日人間ドックの事業でございます。ということでよろしゅうございましょうか。

○ 楡井委員

それはわかりました。それはわかりましたけれども、じゃあ、こういう形で一般の人たちというふうに言っているのかどうかそこ私はよくわからんのですが、その人たちがこういう人間ドックに入りたいということで申し込んだ場合は、こういう補助は全然ないんですね。どうでしょう。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。国民健康保険事業の中で人間ドックというのは、一般の方といいますか、そういう事業がございます。以上です。

○ 楡井委員

わかりました。よろしくお願いたします。それから、次の順番で重度心身障がい者医療の方に移ってもよろしいですか。

○ 委員長

はい、どうぞ。

○ 楡井委員

これは75ページにまた戻らせていただきます。これも先ほどの資料の21ページにあるように、重度心身障がい者の人の人数が年々ふえていっているわけです。それで、平成15年の196人という数字が、平成16年には13人ふえて209人に、さらには平成17年には14人ふえて223人になっています。15年以前の数字はわからないわけですが、こ

の2年間だけで27人もの重度の心身障がい者の方がふえているということに、この数字で見えるわけです。穂波町で見たら、この2年間で5人、それから、旧飯塚市でも人口の全然違うところでも45人という増加になっております。このことから比べて、この庄内町における27人というのは非常に多い感じがするわけです。この数字に間違いがないのでしょうか。さらに該当者をそういう意味では受け入れるような施設があって、そこに住民票が移ってきて数字が人数がふえたんじゃないかということも考えられないことはないんですけども、そういう意味で、そういう施設があるのかどうか。この点について、まずお聞きしたいと思います。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。重度心身障がい者の医療費の対象人員が伸びているということで、そういう施設があるのかということですが、施設としましては特別養護老人ホームが2つございまして、その中で、人数的には把握しておりませんが、そういう施設があるのはございます。

○ 委員長

ふえた理由をちょっと。課長、ふえた理由が、さっきのその3歳から6歳に変わったとか、何かそんな何かあれがあったか。そんなん全然ないわけ。ちょっと答弁して、それを。今、質問者が聞きたいと思うことを答弁して。

○ 庄内支所保健福祉課長

ふえた理由につきましては、特別にはございません。以上でございます。

○ 楡井委員

施設が2つあるけど、昨日も聞きましたように、待機者がたくさんおられるわけですから、そこに新たにこの転入があって、住民票が移って人数がふえたということにはならないと思うんです。それはそのとおりだと、今、御答弁もあったようですけど。それで、にもかかわらず、重度心身障がい者の人たちがこれだけたくさんふえるということは、やっぱり何か原因があるんじゃないかと思うんです。それで、年寄りの人が、庄内も比較的高齢化率というのが高く、今まで、去年までは元気やったけど、今年はこういう状態になったとかいうようなことも考えられんことはないんですけども。いずれにしても、こういう数字を出したときに、昨日からこれ何度も繰り返して恐縮なんですけれども、なぜだというふうなことが考えられないのかなと思うわけです。ぜひそういうことを考えていただいて、この原因はちょっと追究してみてください。明らかにしてみてください。いいですかね。

○ 委員長

要望ですか。（「はい、そうです。」と呼ぶ者あり）要望ですね。どうぞ、次。

○ 楡井委員

それでは、次は母子医療について。今と同じことになるかとは思いますが、補助率についてだけちょっとお聞きしておきます。この補助率が先ほど言いましたように30分の1ずつ年々減ってきている。これが3.3%に当たるわけです。そうすると、この県からの補助率がこれだけどんどん下がっていくと、実際の負担というのが大きくなるというふうに思うわけです。特に前の質問の重度心身障がい者医療というのはかなり予算の中でも大きい比率を占めていますから、この乳幼児、それから障がい者、そしてこの母子という比率が3.3%ずつそれぞれ下がっていたら、これ合計したら10%下がるわけです。そういう意味で言えば、非常に大きな比率になるわけですが、この補助率はもう県が決めたらストレートにこれは受け入れなきゃならないというものなんでしょうか。

○ 財政課長

この県の補助率の引き下げにつきましては、県の行政改革の取り組みの一環として取り組まれております。この全国の市町村の補助率の状況を見ても、ほとんどが2分の1の補助率で、福岡県が3分の2の補助率でありました。それが毎年30分の1ずつ補助率を引き下げ

て、最終的には17年度に30分の15、2分の1に到達した状況であります。

○ 楡井委員

結果的には2分の1に下がってしまった。これはもう県による冷たい仕打ちの一つだというふうに思います。そういう意味で、自治体財政、それから国保会計、そういう意味での圧迫にもなるし、赤字の原因にもなるし、財政困難にもなる。それから、医療の内容へのしわ寄せということにもはね返ってくるんじゃないかというような心配もされると思うんです。そういう意味では、自治体いじめの一つの数字として記憶しておきたいと思います。次も行かしてもらっていいですか。

○ 委員長

母子家庭ですか。（「それ今終わった」と呼ぶ者あり）それなら、ちょっと款が終わりますので。次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

ほかに質疑はないようですから、第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を終結いたします。次に、第5款労働費から第9款消防費、93ページから122ページまでの質疑を許します。これ楡井さん、やるんですか。これ飛ばしていいですね。質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑はないようですから、第5款労働費から第9款消防費までの質疑を終結いたします。次に、第10款教育費から第14款予備費、121ページから158ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、147ページからになると思います。148ページですかね、なると思います。一つは、8節にあります解放子ども会講師謝金、19節の解放子ども会野外研修助成金というのがあります。解放子ども会の人数、これ小学校、中学校それぞれであると思いますので、もしわかれば教えていただきたい。それから、2つ目は、どのような講師活動に対しての謝金なのか。これも回数とか参加数とか、どういう内容の講師がされたのかというのがわかれば教えていただきたい。3つ目が、解放子ども会以外の子ども会活動への助成金なんですけど、それがどのくらいあるのかを教えていただきたいと思います。もう一つは、図書館教室講師というのが6万5,000円ありますが、この謝金と比べて解放子ども会への分はかなり多いというふうに思うんですけども、そういう疑問は当たらないのかどうか。以上、4点、とりあえずお願いしたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：40

再 開 10：43

○ 委員長

委員会を再開します。楡井委員、もう一遍ちょっとおっしゃってください。

○ 楡井委員

それでは、先ほど質問いたしました4点についての内容につきましては、後日打ち合わせをした上で正確な数字を提出していただきたいと思います。次、いいですか。資料の25ページを見ていただきたいと思います。この児童生徒支援加配出張一覧というのが提示されております。ここで中学校関係の出張といいますか、これは全然ありませんので、これは中学校への加配はないんでしょうかというのが第1点。それから、第2点は、同じ小学校の方にはいろいろあるようですから、小学校に何人加配されているのかというのが第2点。その2つだけまずお聞きします。



## ○ 学校教育課長

庄内中学校におきましては、児童生徒支援加配教員はゼロでございました。それから、小学校につきましては、児童生徒支援加配教員は1名ございました。以上です。

## ○ 楡井委員

その数字の下に加配申請条件という文章があります。この文章を上と比べてみたら一つ問題があるんじゃないかというふうに思うわけです。今、加配されている小学校への人数が1人ということです。そうすると、この小学校の欄の支援加配連絡関係というのが1人でどういう連絡関係するのかなということが出てきますが、これは他の市町村との連絡関係でしょうか。それから、いま一つは、教育相談という欄が下から4段目にあります。加配申請条件というところ読みますと、学習指導上、それから生徒指導上というような条件あるわけです。ところが、その教育相談については、これが全くない。何か上の方の連絡関係とか、人権同和教育研究大会関係とか、それから、同じく人権同和教育研修関係というのが圧倒的な59件の出張回数のうち、54件はそこになってます。その他の出張というのが3件ありますけど、この加配教員の活動がこの加配条件に合致してないんじゃないかというふうにこの数字からは思えるわけですが、そのことについての説明をお願いしたいと思います。

## ○ 学校教育課長

小学校の児童生徒支援加配教員の出張内容についてでございますが、主に連絡調整等が主でやっております。特にその40件の中身は、いろんな諸会合に出たときに、中学校に連絡する内容等も小学校が代表で行ったりはしております。それから、教育相談の方ですが、これは特に生徒指導上、そういった関係の分が入っております。ただ、委員さんの御指摘のように、学習指導上、生徒指導上及び進路指導上が主な任務内容であるにもかかわらず、かなり少ないのではないかなというところが御指摘がありましたけれど、その分もかなり支援加配連絡関係の方に入って指導、助言を行っておるところでございます。以上です。

## ○ 楡井委員

今一番最後の方に言われたことなんですけども、これは生徒さんのために、生徒児童のために加配されているわけですね。先生同士とか、そういうところ、それから教育研究大会だとか、研修会だとか、こういうために加配されている先生とは違うと思うんですね。そういう意味では、今言われましたように、この加配条件には合致してない面があるというのは初めの方の御答弁にありましたけども、これは全くそのとおりでと思うんです。それで、現在、この方はクラスは受け持っておられないというふうに思うんですけれども、それは私の理解が正しいかということと、それから、その30人以上の学級が庄内町には小中学校にあるのかどうかについてお聞きします。

## ○ 学校教育課長

お答えいたします。30人学級というのはございません。（「それから、クラスを受け持っているか、受け持っていないか」と呼ぶ者あり）お答えいたします。児童生徒支援加配教員は、学級担任は持っておりません。

## ○ 楡井委員

それでは、この支援加配されている教員の方がこの加配条件には余り合致してないという点についてだけ指摘をさせていただきたいと思います。以上です。

## ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

ほかに質疑はないようですから、第10款教育費から第14款予備費までの質疑を終結いたします。次に、歳入についての質疑に入ります。第1款町税から第21款町債、13ページから42ページまでを一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井

委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

まず、滞納対策といいますか、約2億円近い未収滞納があるというのが一つの数字があります。それで、それに対して不納欠損が490万円ということで、これは非常にほかのところに比べれば非常に低いというふうに思うんです。この年がたまたまこの490万円というふうに低かったのか、今後どうなのかと。これが低いということは、税金がむだにされないという意味でいいことではないかというふうに思います。この不納欠損が今年度こういうふうに少なかった理由についてはお答え願えますか。

○ 庄内支所総務課長

お答えいたします。本年度の不納欠損でございますが、市税が488万816円、国民健康保険税が362万1,750円、計の851万566円でございます。昨年より198万3,000円程度増加しております。今後につきましては、不納欠損がふえないように徴収努力をしたいと思っております。以上でございます。

○ 楡井委員

それでは、現年分の欠損というのが1万4,888円あります。これは昨日どこかの町で7万幾らかの聞きましたけど、この現年分の欠損というのはどういう理由ですか。

○ 庄内支所総務課長

市民税の1万4,888円の現年分の不納欠損でございますが、これ死亡したことによる不納欠損でございます。

○ 楡井委員

先ほどの490万円という形で随分少ないという質問いたしましたけど、これ逆に差し押さえの金額の方を見ると、差し押さえ額が他の自治体に比べて、旧自治体に比べて大きいように思うんです。これは不納欠損の少ないことと関連があるかどうか、これわかりませんか。

○ 庄内支所総務課長

はっきりとは言えませんが、ないとは言えません。済みません。

○ 楡井委員

なかなか微妙な発言で、突っ込みにちょっと苦しむ。関係があるかもしれんということでもあります。それで、そういう内容を今後各自治体で総合的に検討もされていくようお願いして、不納欠損がないように、また滞納がふえないように。さらに、それかといって強制的な取り立てということのないように。非常に難しい話ではあります。難しい話ではありますけれども、本来行政の仕事ではあるというふうに思います。ということで、突っ込みができなくなりましたので、次に移りたいと思いますけど、よろしゅうございますか。

○ 委員長

はい、どうぞ。

○ 楡井委員

それでは、住宅使用料についてお聞きしたいと思います。庄内町の決算をずっとこう見てきて、全体的にはイメージ的にはいいように感じるわけです。ただ、この住宅使用料の点が、収納状況が若干このイメージを崩すんじゃないかと、これは私の勝手な感じなんですけど。そこで、388戸中、何戸で未納が出ているのか。それから、調停数との関係で考えると100戸ぐらいかなというふうに思われるんですけど、正確な数字を教えてくださいたいと思います。

○ 庄内支所建設課長

高額滞納者20万円以上の分で16戸です。16人です。

○ 委員長

ここ打ち合わせしとらんやっつと。（「いいですね」と呼ぶ者あり）26人ということは

26件。16件。（「20万円以上の高額」と呼ぶ者あり）滞納の戸数は何戸で、戸数でしたら何戸あるかという今質問がありよってね。

○ 庄内支所建設課長

庄内町の公営住宅388戸のうち16戸でございます。

○ 委員長

それ20万以上やろ。

○ 庄内支所建設課長

20万以上でございます。20万以下についてはちょっと把握いたしておりません。

○ 楡井委員

こういう業務にかかわっている専門家なんですよ、皆さん方。各担当課があつて。ましてや388戸ぐらいの——ぐらいのというと失礼かもしれませんが、そう大きな数じゃないんです。ですから、ぜひそういうのは。そうしないと、滞納を克服する、住宅料を丁寧に取っていくという意味では個別の対応ができないんじゃないでしょうか。結局、滞納総額、この幾らになっているかということについてもお答えできますか。

○ 庄内支所建設課長

資料8ページの平成17年度3月25日打ち切り決算におけます収入未済額1,329万3,180円ということでございます。

○ 楡井委員

この住宅使用料の関係で不納欠損はありませんね。

○ 庄内支所建設課長

ございません。

○ 楡井委員

次に行かせていただいているいいですか。

○ 委員長

はい、どうぞ。

○ 楡井委員

資料の5ページに関連、地方債について若干お聞きしたいと思います。資料の5ページお願いしたいと思うんですが、ここで平成15年、16年とかなり大きな変動といいますか、地方債の発行が行われておって、地方債残がふえてきてます。それで、17年度は新しい市に合併されているので、庄内独自のものはわかりませんが、平成17年度の庄内町を見た場合の地方債残というのはわかりますでしょうか。

○ 財政課長

合併して17年度末につきましては、新市となっておりますので、庄内町だけのということは数字では把握いたしておりません。

○ 楡井委員

それでは、庄内町の起債残高ですかね。これは結局もう68億7,000万ですか。そうなるんですかね。68億7,800万ですね。この数字が最終の数字と、こういうことになると思います。この間、14年、15年、16年とぐっぐっとこう伸びてきた、起債残高が大きくなってきた原因については何でしょうか。

○ 財政課長

質問者が申されますように、15年、16年と大きく増加いたしております。増の要因といたしましては、穂波町のときにも説明いたしましたように、平成13年度から普通交付税の一部を赤字地方債に振りかえておりますが、これの臨時財政対策債、資料で言いますと、普通会計の行の下から7つ目ぐらいに、臨時財政対策債という表示いたしておりますが、これの16年度末が8億5,190万円、率にいたしまして12.4%を占めております。これが増の

大きな要因であります。それと、事業といたしましては、過疎債で整備いたしました生涯学習交流館、これが15年に1億5,980万、同じく農産物直売所建設が15年に6,530万と、16年に3,500万、有井橋のかけかえ工事、これが15年が1億3,700万、16年が1億3,560万、同じく過疎債での赤坂保育所建設事業、15年が990万で、16年が9,680万。その他の欄でございますが、14年から15年、16年と、16年の5億9,760万になっておりますが、これは共同浄水場整備等の水道事業会計への出資分、15年が3億6,460万、16年が2億600万、こういう事業の実施によりまして増加をいたしております。

○ 楡井委員

臨時財政対策債ですか、これは後年度交付税という形で入ってくるというようなことになるんでしょうけども、そういう理解でいいんでしょうか。

○ 財政課長

この分につきましては、100%交付税に参入される見込みでございます。

○ 楡井委員

このことについてはいいです。どうもありがとうございました。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

ほかに質疑はないようですから、歳入についての質疑を終結いたします。これより特別会計の審査に入ります。認定第35号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

住宅新築資金の回収についてですが、未済額が247万5,000円ですか。1市4町の中では極端に残りが少ないという数字になっています。これは貸付返済が大いに進んでいるのか、もともとその利用者が、利用額が少なかったのかというふうに、どちらかの理由ではないかというふうに思うんですが、今後の方向が他の自治体、旧自治体の回収業務と異なりますか、この事業の今後の方向が示されるかもわからないというふうに思いましてお聞きをすることにいたしますので。こういう結果になっていることについて、なぜこうなったのかということについてお聞きをしたいと思えます。

○ 庄内支所地域振興課長

住宅新築資金の未済額247万5,742円でございますが、この金額につきましては、18年3月25日合併に伴います打ち切り決算ということで、収入が入った段階で打ち切っておりますので、247万5,000円収入未済となっておりますが、このうちのほとんどは新市において収入はされております。それと、16年度までは、旧庄内におきましては、住宅新築資金については100%償還がっておりますが、まことに申しわけないんですが、17年においては1件滞納が発生しております。以上でございます。

○ 楡井委員

247万5,000円というやつが、これは3月25日でやって、3月31日ではゼロになったと、こういうことですか。

○ 庄内支所地域振興課長

申しわけありません。17年度の出納閉鎖では1件滞納が出て、元利償還41万8,650円の未収は出ております。それと、申しわけありません。先ほどのそういう償還がどういうことであるかということでございますが、貸付者の意識の部分も借りたものは返すという部分があつてきておると思えます。それと、担当した職員の努力もあつておると思えます。以上でございます。

○ 楡井委員

借りた人の意識の問題とか。そうすると、ほかの自治体はそういうないのかなというようにことにもなりますが、そういう意識を育てた職員の頑張りということもあるんじゃないかというふうに思います。さらにもう少しこの中から教訓を引き出して、あと41万ということはありますけども、他の自治体の教訓になるような、教訓になるようなことを引き出していただいて、全市で実践していただきたいというふうに思います。以上です。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第36号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようです。(発言する者あり) であると。楡井委員(発言する者あり) まだまだ。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第37号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

いささか慌て者のところがございまして、お許してください。国保の関係ですが、資料の34ページと35ページにかなり大きな差があるなどということについては先日お答えがありましたので、それでよしとしたいと思います。それで、資格証の発行が17年度で初めて出ていることになっています。この原因をお聞きしたい。いま一つは、この新しく53人の資格証の交付者が生まれておるわけですけども、この人たちに資格証になったがための影響が出ていないかということと、もう一つ、3つ目は、1億円を越す滞納が国保で生まれております。これについても不納欠損というのが362万という、非常に少ない金額と思うんです。滞納の比率からして。それで、その原因は何かという、3つの点をお聞きしたいと思います。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。平成17年度の資格証明書の数が53件でございます。これは、再三の督促状や催告状に対し、納税相談にも応じられない方についてでございます。納税が皆無である未折衝者に対し、固定化が顕著にあらわれた状況でございます。そのために17年12月に他の納税者の方との公平性を考慮いたしまして、今後とも履行できない納税者53世帯に対しまして資格証明書を発行いたしましたものでございます。それから、発行したことによりましての影響につきましては、特にございません。以上でございます。

○ 委員長

もう一つ何かあったら。(「欠損が少ないことについて」と呼ぶ者あり)

○ 庄内支所総務課長

滞納につきまして、収入未済額が1億841万程度ありまして、これは3月25日までの打ち切り決算でございます。これよりかなり減っていると思います。そして、不納欠損が362万1,750円、前年度に比しまして57万8,000円程度増加していますが、これ先ほど言われました理由といたしましては、ちょっと把握しておりません。申しわけありません。

○ 楡井委員

打ち切り決算以後の金額、さらには、この362万、これ前年度よりも57万ほどふえているというようなお話です。それで、最終的な滞納金額ですね。それと、先ほどの聞いた中にも1,000何百万かの増加、昨年比であるということで、ここ庄内でも数は少ない、数字は少ないかしらんけれども、不納欠損が増加傾向にあるというのも一つの傾向じゃないかという

ふうに思います。それから、内容については掌握してないということですが、先ほどの答弁では、差し押さえとの関連もあるんじゃないかというふうに考えられます。この国保税の差し押さえも出ておるといふふうに思いますので、そういうところも気を配って行政に当たっていただければというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。国保については以上です。

#### ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第38号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:12

#### ○ 委員長

委員会を再開いたします。

これより、旧庄内町分について討論、採決に入ります。討論、採決は各会計ごとに行います。最初に認定第34号の討論を許します。討論ありませんか。

#### ○ 楡井委員

この今議案のやつは反対の態度を表明させていただきたいと思います。それで、討論につきましても、また本会議でやらせていただくようお願いしたいと思います。

#### ○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第34号 平成17年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第35号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第35号 平成17年度庄内町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第36号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第36号 平成17年度庄内町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第37号の討論を許します。討論はありませんか。

#### ○ 楡井委員

この会計の認定には反対をいたしたいと思います。前回と同じように、本会議で反対討論をさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第37号 平成17年度庄内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第38号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第38号 平成17年度庄内町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:27

○ 委員長

委員会を再開いたします。それでは、旧颯田町分の審査に入ります。認定第39号から認定43号までの5件を一括議題といたします。まず、監査委員の審査意見書の颯田町1ページから43ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、監査委員の審査意見書旧颯田町分に対する質疑を終結いたします。次に、議題中、認定第39号の質疑に入ります。各款ごとの質疑に入ります。まず、第1款議会費から第4款衛生費、52ページから113ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております明石委員に質疑を許します。

○ 明石委員

17年度のコミュニティバスの運行状況、ページは55ページですけど、参考資料は3ページを見ていただきたいと思います。実は、4町のコミュニティバスに対しての質問はしましたけど、他の町はほとんど委託先が観光事業をしているところとか、タクシー会社ということになってますけど、颯田町は田川シルバー人材センターと個人委託と、こうなっております。これは何か大きな要因が、ここに委託しなきゃいけない要因があったのかなと思いますので、これを質問いたします。

○ 颯田支所地域振興課長

今の御質問に関しましては、二、三年前に運転職員が退職いたしました。そのときに会社委託等いろいろ検討いたしました結果、コストの関係から、このような結果になっております。以上でございます。

○ 明石委員

そうすると、颯田には観光バス会社とかタクシー会社はないことはないですね。これ経費の関係でこういう契約をしたということですか。

○ 颯田支所地域振興課長

議員おっしゃるとおりでございます。

○ 明石委員

わかりました。ぜひまた新飯塚市にも、こういう形で経費が安くなって、市民の方に役立つような運営をしていただきたいと思います。私はこれで質問を終わります。

○ 委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

はじめに決算書の80ページになると思います。生活保護の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。資料で言えば22ページになりますかね。よろしくお願ひしたいと思います。平成12年以降、一貫して保護率が上昇してきております。17年はこの230人と356人という人員は、戸数でいえば8.5%に当たります。全人口の5.1%をこの356人の方たちはそういう数字になっています。この数字を見てどう分析し、どう評価をしているかなというふうにお聞きしたいんです。そこで答弁をお願いします。

○ 保護1課長

今、質問者が申しますように、旧穎田町につきましては、保護率が50.5パーミルといって、パーセントに直しますと5.1%になるかと思ひます。昨日も申し上げましたように、平成17年度までは、旧穎田町につきましても、実施機関は福岡県嘉徳保健福祉環境事務所でありましたので、その分析については町ごとの掌握はできていないということでありましたので、御理解をお願いいたします。

○ 楡井委員

次に、この増加傾向というのは全国的な傾向に合致しております。それで、申請件数や開始件数や廃止の件数、これを比較すると、開始件数は平成13年以降、最も低くなっています。それから、特に平成16年に比べて17年は極端に低いということになっていると思ひます。申請件数の65%、平成16年は申請件数の90%が開始になっている状況です。それで、逆にこの廃止率ではこれが逆転していて、平成17年度が一番高い。これは78%、平成16年は55%という数字に今なっているわけです。これは一面この生活保護への締めつけじゃないかというようなふうに思ひます。またさらにこれが北九州市のような事件に引き起こす可能性はないのかという心配を私はいたしますが、そういう心配はなされておられませんか。

○ 保護1課長

ただいま旧穎田町の中で数字を申されましたけど、数字の流れに対しまして、保護率は若干程度ふえております。全国的な傾向にここもなっているかと思ひます。町ごとの分析につきましては、福岡県嘉徳福祉環境事務所が管轄しておりましたことから、問い合わせましたところ、町ごとの掌握はしていないということでありました。先ほど北九州の件もお話が出ましたけど、飯塚市をはじめまして、適正は保護に努めているところでございます。御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 楡井委員

嘉徳福祉事務所だったから掌握してないということを繰り返して答弁されてまいりました。さきの質問に戻りますけど、私は次のようにもう考えたいんです。世帯数が2,713、これ穎田ですよ。人口が6,944、生活保護世帯が230、被保護者数が356人。さらに市町村要覧は高齢化率が、これ平成12年の分しかありませんでしたので、今支所長に御苦勞願って、17年4月1日時点の数字として高齢化率24.13%、こういう数字をいただきまして、これを合わせて考えてみました。地方公務員として地方自治の本旨を全うするというのを職分とするあなたたちが考えなければならないことは何かということ提起したいわけです。市長をはじめ、私たち地方公務員特別職というものが何をこの数字から考えなければならないか。嘉徳福祉事務所の仕事だったから私は知りませんというわけにはいかない数字だというふう思うんです。生活保護の受給者は、世帯比、人口比、そして高齢化、これを考えた場合、ひとり暮らしの高齢者の方が非常に多いということ先ほどの数字は示しているんじゃないかというふう思うんです。これが私、全町民を掌握することはできませんので、これが正しいかどうかは、皆さん方が調べればすぐわかることだと思ひますけども、この推測は間違っていないというふう思ひます。この方たちは、国からは生活保護費が高過ぎるというふうに言われて、



高齢加算を取り上げられました。それから、飯塚市は夏冬の見舞金を、あえてきつい言葉を使わせていただければ、無慈悲に取り上げてしまったということになっています。その額が昨日お聞きしましたところ、潁田町では1,032万円、総額が1億408万円ということに御報告がありました。これはもう絶対やってはいけないことではないかというふうに思うんです。こういう数字を見た場合、各自治体、各セクションで働いておられる係長さん、課長さんは専門でこれを見てきているわけです。そういう意味では、嘉穂福祉事務所の責任に肩がわりするというわけにはいかない内容じゃないかというふうに思うんです。この3日間討議しまして、私、こういう到達になりました。ぜひ係長さんや課長さんはこういう数字を分析して、すぐ部長さんに伝えていただきたい。部長さんは、部長会や、また市長、助役に進言すべきじゃないかというふうに思うんです。そこで市長の政治判断が働くわけです。こういう数字が市長のところに届かないと、市長の政治判断できません。高齢化加算がなくなった世帯だけでも、ぜひこの見舞金を復活させていただきたいなと切に思います。お年寄りの方たちは、この見舞金のおかげで先祖と話ができると。また、隣の亡くなった御主人に御線香をあげられるというふうに言って喜んでいただけるんじゃないかと。今それができない。孫にお年玉をやりたいが、その余裕がないということを訴えられます。したがって、飯塚市のそういう見舞金が復活できれば、飯塚市の全盛を喜ぶんじゃないかというふうに思うんです。ですから、この生活保護行政についても、そういう視点でぜひ自分たちのものとして、各自治体の担当者の方は自分たちのものとして受け取っていただきたい、見ていただきたい。今後は飯塚市が直接担当しますんで、ぜひそういう姿勢を重ねていただければというふうに思います。それ希望を述べまして、この項は終わります。済みません。

○ 委員長

どうぞ。

○ 楡井委員

続いていいですか。続いては83ページ、資料で言えば10ページに関してです。人権同和対策関係の歳入で225万5,000円、これが県の方から歳入になっています。合計で、歳出で言えば1,824万3,000円余り。したがって、単費といいますか、町から持ち出しが1,600万円と、こうなっています。これは1市4町合計しますと、歳入の方は9,826万3,000円になります。そして、歳出の方のこの同和関係への支出合計が4億5,116万1,000円ということになるようであります。結局、表の一番右下にある数字を足し算引き算すればそういうことになると思います。それで、結局、持ち出し合計が、飯塚市全体で3億3,689万8,000円が持ち出しということになっているわけです。まずその同和対策費の19節補助金についてお聞きしたいと思います。この支出内容、これを説明していただきたいと思います。

○ 潁田支所地域振興課長

19節の負担金補助及び交付金について御説明申し上げます。総額では855万4,690円となっております。その内容でございますが、部落解放同盟嘉穂山田地区協議会、ここに241万6,000円、次に、部落解放同盟潁田町協議会、ここに453万4,490円、次に、全日本同和会潁田支部へは144万1,000円、福岡県地域人権運動連合会潁田支部、ここには7万5,000円、それから、各種大会等の負担金として各種負担金という項目で上げておりますが4万8,000円、それから、嘉穂郡人権同和问题連絡協議会、ここに4万200円、以上、合計いたしまして855万4,690円を支出いたしております。以上でございます。

○ 楡井委員

同和会の嘉鞍地協に対しては支出がないんでしょうか。

○ 潁田支所地域振興課長

ございません。

○ 楡井委員

それで（「マイク」と呼ぶ者あり）決算書の方から見させていただきたいんですけど、453万4,490円ですかね。今年度のこの支出、前年度と比べて、これふえてますよね。これは同和会の方へは同じ金額なのに、解放同盟の方へはなぜ増額なのか。全体的には法が失効した後、減額傾向にあるわけです。穎田町だけちょっと特異だと思うんです。この理由を説明していただきたいと思います。

○ 穎田支所地域振興課長

ただいまの質問にお答えいたします。2004年度に比べて2005年度におきましては、解放同盟穎田町協だけがどうして増額になっているかの御質問でございますが、この解放同盟穎田町協だけが今まで補助金として一定額決めてはおりますけれども、あとの部分につきましては、旅費相当分として、例えば研修会や大会に出席した都度、その活動旅費として補助をしてきておりましたことから、平成17年度は増額となっております。したがって、大会や研修会が行われる場所、それから参加人数によってその年の旅費に差が出てまいっておりますが、先ほど申し上げましたように、基本的には補助額を定めておりますので、多少旅費がオーバーしたといたしましても、例年はその範囲内で賄っていたわけでございますけれども、平成17年度に限りましては、そのオーバー分を補助したことから増額ということになっております。それから、ちなみに過去におきましては、この定額を下回る補助金支給の年もございましたし、また、平成16年度からは各団体に対する補助金の10%カットを実施してきているところでございます。以上でございます。

○ 楡井委員

そういう意味では、当初の予算ということ、さらには団体からのこの事業計画、これが非常にあいまいなんじゃないか。点検も不十分なんじゃないかということ指摘しておきたいと思うんです。それから、10%カットしてきているというけど、10%カットになってないでしょ。前年よりふえて、逆に10%ぐらいふえとりやせんですか。それで、ちょっと時間ありませんから先に進めさせていただきたいんですが、12ページの解放同盟穎田町協の2005年度の決算書、それから前の年も同じなんですけど、選対部という項目がありまして、予算額10万円に対して15万6,000円あるわけです、行動費として。これはどういう内容なのか。これ選対部の行動と。ちょっと私この選対部というところにこだわるんですけども、この内容についてお聞きしたいと思います。

○ 穎田支所地域振興課長

この件に関しましては、明確な用途を把握いたしておりません。したがって、この件に関しましては、後日調査の上、報告させていただくということで御了解をいただけませんでしょうか。

○ 楡井委員

この選対部の構造、これ選対ということですから選挙じゃないかと思うんですよね。この選挙に対する費用を、どういう選挙かと、また問題だと思うんです。もしこれが、その国政選挙とか政党選挙の関係で解放同盟から出ているということになれば、これは大変間違いですよ。この政党助成金と同じような形になりますね。税金突っ込んで、解放同盟の選挙にその市民の税金がいくわけですからね。そういう意味では、この選対部のこの15万6,000円、それも先ほど言われたように10万円が15万、50%伸びてるわけですね。足らなくなったからくれとこういふことでしょう、追加したわけですから。ですからね、この一つとって見ても大変なことだと思います。いま一つは、上納金として85万6,000円という項目がありますね。これもまた、その右側にある嘉山地協の決算書、これ平成4年ですけども、これには記載されていないんですよ、平成4年の町協の決算書にも83万6,000円というのが入っ

てます。これも、昨日質疑しましたように、二重帳簿になっているんじゃないかということなんですよね。これ、ぜひこれははっきりしないと、飯塚市がここから腐っていく可能性がある、言わせてもらえば解放同盟は裏金つくってんじゃないかというふうなことにもなりかねん疑いの決算書なんです。その点を明らかにしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 頼田支所地域振興課長

確かに、御指摘のとおりでございます。今後、是正していただくよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

ぜひ、強い立場で正確なところを議会に報告していただきたいというふうに思います。ここなかなかこういうチャンスがありませんからね、ぜひ強くお願いしときますね。はい。以上です。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

ほかに質疑がないようですから、第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を終結いたします。次に、第5款労働費から第9款消防費、112ページから151ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、第5款労働費から第9款消防費までの質疑を終結いたします。次に、第10款教育費から第14款予備費、150ページから191ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、第10款教育費から第14款予備費までの質疑を終結いたします。次に、歳入についての質疑に入ります。第1款町税から第21款町債、18ページから51ページまでを一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

住宅使用料について、関連してお聞きしたいと思います。資料が8ページですかね、私この資料を見たとき目を疑いました。本当、これびっくり仰天と言いますか、何かこうまた間違いじゃないかというふうに思ったんですね。それで、こういう収納率がまだあるのかな。これ逆に、この逆算してみますと調定額と言いますか請求した金額で納められたお金が5,100万円、そして入ってこないお金が7,200万円、約ですけどね。そして滞納が7,500万あるわけでしょ、戸数は何ぼかったら548戸ですよ。548戸のうち、これは打ち切り決算で大変失礼ですけども60%の人がお金払ってないんですよ、17年1年間。これはどういうことでしょうか、異常とは思いませんか。

○ 頼田支所建設課長

お答えいたします。楡井議員言われるとおりでございます。滞納の原因につきましては、旧頼田町におきましては、滞納者に対しまして督促通知等はいたしておりましたが、それ以上の対応や法的手続までは行っておりませんでした。こういう事態が、支払い義務者の意識の低下につながりまして、行政の責任は大きいと認識しております。

○ 楡井委員

その責任は大きいということを言われれば詰めようがないんですけども、この未納額が1年間分にもうほぼ匹敵するというような状況にも、ここ一、二年の間になってしまいうんじゃないのでしょうか。来年はそういうことになるんじゃないでしょうかね、来年の、この18年

度の決算で言えば。これ、不納欠損もまた出てますね、165万円ですか、出てるんじゃないかと思うんです。それで、この10年間に不納欠損にした金額というのは幾らぐらいありますか。

○ 顛田支所建設課長

過去10年間の、さかのぼりましての不納欠損でございますが、平成8年、平成9年、平成10年に不納欠損をいたしております。その合計は、182万8,615円でございます。以上です。

○ 楡井委員

8、9、10と3年間で今回の165万にほぼ匹敵する金額になっておるといことです。それ以外は、報告書なかったからないんでしょうけれども、やはりこの原因がきちんとされなければ新しい飯塚市にこの状況が引き継がれるわけですよ。それで、こういう状況をどう打開していくかということについて、庁議で検討をされているのであれば御検討願いたいんですけども、私聞くとところによりますと、町営住宅に入居して以来一度もこの使用料を払ってないというような人もおるといふうに聞きました。そんな事実があるんかどうかお答え願いたいと思います。今、庁議の検討内容はその後にお答え願います。

○ 顛田支所建設課長

今まで、入居されて一度も払ってない滞納者が2名ございます。（「おお」と呼ぶ者あり）はい。それで、入居年度は平成9年の7月、それともう一人は平成9年の8月でございます。（「はあ」と呼ぶ者あり）

○ 楡井委員

これは、現在も入居されているんですよ。だから、保証人（「マイク」と呼ぶ者あり）現在もこれ入居されておられるんじゃないか、おられるんでしょうね。そして、保証人も当然おられますよね、それはおられますか。

○ 顛田支所建設課長

おられます。それで、今後のこれ、この方々の対応につきましては、収納事務が本庁に移行しておりますので、本庁の方で今後は対応していくという状況になっております。

○ 委員長

ちょっとちょっと。（笑声）ちょっとなあ。（発言する者あり）

○ 楡井委員

担当者じゃなくなつてよかったあという感じじゃないですか、ええ、そういうことはやっぱり許されるんですよ。それで、先ほどお伺いしましたように、そういうことも含めて、負債も含めて新しい市は引き継いだわけですから、新しい町で、飯塚市でこれのように、この問題じゃなくてこの問題も含めたところ、住宅使用料の未納状況これをどう克服していくかというようなことで検討いただければ、ぜひ答弁をいただきたいと思います。

○ 住宅課長

滞納徴収事務につきましては、本庁の方で受け持つような形になっております。特に、この顛田の徴収率の低さについては非常に驚きと言いますか非常に重く受けとめているところでありまして、市長の施政方針の中にもありますように、滞納額の対応につきましては厳正に、公正かつ公平性の観点から厳正に対処してまいりたいというふうなことで考えておるところでございます。先ほども、保証人の関係もありますけれども、当然私どもは一定の徴収、納入の指導をやっておりまして、それに従わない場合については当然連帯保証人、あるいはそれよりもさらに悪質な場合には、法的な措置をとってまいるといふうなことで対応してまいります。以上でございます。

○ 楡井委員

平成9年から（「10年」と呼ぶ者あり）10年、一度もその使用料を払ってないというよ

うな状況が生まれているということは、深刻な問題だというふうに受けとめて改善のために努力していただきたいというふうに思います。以上です。（発言する者あり）

○ 穎田支所長

失礼しました。先ほど、担当課長が誤解を招くような発言をいたしました。支所といたしましては、この事態については深刻に受けとめております。旧穎田町における問題につきましては、旧穎田町で処理をしておくべき課題であったというふうに認識をしております。新市に多大な御迷惑をおかけいたしましたとおわびをいたします。今後につきましては、先ほど担当課長申しましたが、徴収事務につきましては本庁に移行しておりますが、本庁と連携をいたしまして総合支所の総力を挙げてこの住宅使用料の未集金の回収に当たりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○ 委員長

どうぞ。楡井さん、次いっていいですよ。（「あの、住宅問題いいですか」と呼ぶ者あり）次、財政調整金の。（「あ、いいですか」と呼ぶ者あり）これいってください。

○ 楡井委員

財調の増減につきましては、先日説明私受けましたのでこれはもう現在では、ここの場所では聞かなくて結構です。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

ほかに質疑がないようですから、歳入についての質疑を終結いたします。これより特別会計の審査に入ります。認定第40号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それじゃ、ここの科目でも滞納問題、不納欠損問題についてお聞きしたいと思います。ここで、先ほども庄内のところでも思ってたけど、資料の28ページと29ページの差の大きさ、これは昨日の説明でわかりました。それで、不納欠損が1,357万円出てますね。これで、先ほどの庄内と比べて、非常にこう人口的にも世帯数が少ないにもかかわらず3倍4倍の不納欠損が出てる。これは、収入済額の1割に近い、1割とまではいきませんが9%に近いわけですね。これ世帯数に換算すると、1世帯が1万円それぞれ不納欠損を出したというようなところにもなるような大きな数字であります。このことについて、内容といいますか説明をお願いしたいというふうに思います。

○ 穎田支所総務課長

ただいま御指摘の不納欠損額、収入済額の1割に近いというところがございますが、この金額につきましては打ち切り決算による数字でございますので、最終的にはもう少し収入額、不納欠損、失礼しました、がふえているものと思われまして、不納欠損をいたしました主な理由でございますが、他の市町でも申されましたところでもございますが、旧穎田におきましても低所得者が多いと、また財産等が、差し押さえるための財産等を所持している納税義務者が少なかったというところで、時効の中断措置ができなかったことによるものでございます。以上でございます。

○ 楡井委員

低所得者の方が多いというふうに今御答弁ありましたが、当然そういう人たちに対しては2割5割7割の減免措置がとられてるわけですね。ですから、その世帯数と全世帯数、そういう数字をちょっと私まだ勉強するいとまがなくやっておりませんので、ぜひ皆さん方でそういう調定額はこういう2割5割7割減免の上に今成り立ってるものだというふうに思いますから、その上になおかつこういう滞納が出て、また不納欠損をしなきゃならないという深刻な

状態であるということ認識されて、御検討願って回収強化のために頑張っていたらというふうに思いますので、この点はそういう要望をお願いして終わります。

#### ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第41号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第42号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員の質疑を許します。

#### ○ 楡井委員

これも、ほかの町と同じことなんですけども、庄内町とは随分違いますね全く反対。6,100万円も、貸付残があるということになっています。にもかかわらず、歳入予算が131万4,000円しか組まれていないという、ちょっと異常な状態じゃないかというふうに思うんです。まだ貸付残が5,980万、約6,000万残ってる状況ですから、この件数などについても、この2点お聞きしたいと思います。繰り返しますが、6,100万のうちなぜ130万しか予算に計上しないのか、さらには約6,000万の未納貸付残の件数、よろしくお願いします。

#### ○ 額田支所地域振興課長

6,100万円も貸付残がありながら、どうして131万ぐらいしか予算化されてないのかという質問にお答えいたします。これにつきましては、前年度の収入実績をもとに計上したことから、このように極端に収入予定の低い予算計上となっております。このことにつきましては、今後は是正してまいりたいと思います。それから、2つ目の質問でございますが、まだ5,980万円ほど貸付残が残ってるが、この件数はということでございますが、これにつきましては、58件でございます。以上です。

#### ○ 楡井委員

昨年の回収実績によって予算を積み立てると、予算を組むというようなことは、こら予算組み立てるいろはがわかってないんじゃないかそんなふうな思いがして、もう何か答弁にもう唾然とする状況であります。新しい飯塚市では、そういうことはないというふうに思いますのでこの指摘にとどめておきます。この58件で6,000万、60件で6,000万というふうに見れば1件100万円ですか、いうことになります。もっとう、多い人は多い少ない人は少ないというようなことがあるんでしょうけれども、先ほどの収入実績で予算を組むというようなことじゃなくて1件1件分析して、それからお金をこう銀行からかどっかから借りてるわけでしょうからそこへのその支払いの金額、そういうのと合わせてこれ予算を立てていかなければならないというふうに思います。この58件の中で、長期未払いそういう人たちの中で、解放同盟や同和関係の、同和団体の幹部の方がこの保証人というふうになっている件数というのはありませんか。

#### ○ 額田支所地域振興課長

これに関しては、存じ上げておりません。以上でございます。

#### ○ 楡井委員

なぜ知らんかとか言うたっちゃしょうがなかろうですね。やっぱり、真剣に回収をする気持ちというのが不足してるんじゃないかというふうに思われます。1件1件精査して回収を強めると言いますかね、当然これ払ってもらわないかんわけですよ。先ほど、庄内の御答弁にあったやないですか、返してもらおう意識を高めないかん、それが庄内では高まっているんじゃない

いかということなんです。ですから、ぜひそういう側面から検討していただいて、先ほど支所長さんの御答弁期待をしてなかったんですけどもああいう御答弁ありましたんでね。あれも住宅だけに限ったことじゃないと思います。この問題についても、支所長さんの姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思います。この点以上です。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第43号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 0 : 0 9

再 開 0 : 0 9

○ 委員長

委員会を再開いたします。これより旧颯田町分について討論、採決に入ります。討論、採決は各会計ごとに行います。最初に、認定第39号の討論に入ります。討論ありませんか。

○ 楢井委員

この39号につきましては、反対の態度を表明をしたいと思います。それで、討論につきましてはまた本会議でやらしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第39号 平成17年度颯田町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は举手願います。

( 举手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定40号の討論を許します。討論ありませんか。

○ 楢井委員

この40号につきましても、反対の態度を表明したいと思います。それで、討論については本会議でまたやらしていただきますので、よろしく。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第40号 平成17年度颯田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は举手願います。

( 举手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定41号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第41号 平成17年度颯田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第42号の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

42号につきましても、反対の態度を表明させていただきます。それで、討論は本会議でよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第42号 平成17年度颯田町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定43号の討論を許します。討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第43号 平成17年度颯田町かんがい施設管理特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。それでは、新飯塚市分の審査に入ります。認定第44号から認定第54号までの11件を一括議題といたします。まず、監査委員の審査意見書、平成17年度飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の新飯塚市1ページから、新飯塚市48ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。意見書ばい。

○ 楡井委員

はいはい。監査委員会にちょっとお聞きしたい。監査委員会の方にお聞きします。同和問題でこの後お聞きしたいんですけども、同和問題についてのいろんな資料がたくさん出ておりました。このことについては、監査の対象にされましたでしょうか。以上です。

○ 監査事務局長

監査の対象にいたしておりません。（「いたしてない」と呼ぶ者あり）

○ 委員長

いいですか、（「はい」と呼ぶ者あり）はい。ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、監査委員の審査意見書、新飯塚市分に対する質疑を集結いたします。次に、議題中、認定第44号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

1点だけ質問させていただきます。ちょっと、やり取りが長くなるかもしれませんが御協力お願いしたいと思います。ページ数で言えば85ページ、人権同和の問題になります。今まで3日間討論してまいりました。それで、昨日も夜帰っていろいろ勉強もして今までの分を振り返ったわけですけども、まず民主主義の基本は何かということも考えてみました。思想、信条、信教の自由、これはもちろんです。政治結社の自由、これも民主主義の基本であります。そこにはしかし、おのずから各個別の法律というのがあって、その法のもとで先ほど言った自由が保障されているというふうに思いますが、そういう理解で間違いはないかどうか。これは担当はどなたになるかわかりませんが、総務部長あたりでしょうか。よろしく申し上げます。

○ 企画調整部長

この人権問題、同和問題につきましては、基本的人権の中に存続してるということでございます。



○ 楡井委員

ちょっと、質問がとんでもない、質問じゃなかった答弁がとんでもない答弁になってると思うんですね。思想、信教、信条の自由ですね、それから政治結社の自由、これは民主主義の基本だけれども、しかしその基本はおのずから各個別々の、また別の法律、その憲法に基づいた法律、そういう法のもとで日本は動いてるんじゃないかというふうなことなんですけど、まあいきなりであったかもしれませんが今この答弁では私の質問への答弁にはなっていないというふうに思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○ 企画調整部長

この人権問題、同和問題につきましては、法のもとでしっかりと守られてるということでございます。

○ 楡井委員

私は、まだその人権という言葉一つも使ってないですよ。（笑声）ね。（発言する者あり）いいですか。では、その私の考え方に間違いはないということで先に進みます。今度は出てきます人権。人権とは何かということですけども、力や暴力的発言やそういうことで自分の考えを押しついたり、他の人の言動や発言を封じ込めようとするような行為は、これは人権を守ると、大切にするとということと相入れないというふうに思いますが、そういう理解でいいでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

初めの質問もそう言っていただければいいんですよ。（笑声）それで、3つ目の質問です。補助金負担金の支出というの、当然法にもとづいて正しく支出されなければならないと思います。では、補助金というのとは何か、これは御答弁いただければいいんですけども、私昨日自治用語辞典という書物でこの内容を調べました。各種の行政上の目的を持って交付される現金的支給をいうところいうふうにあります。そして、その交付された金銭について、使途が特定されるものであることというふうにあります。飯塚市の同和団体への補助金というの、この解説から見て正しいものであるかどうか、そしてさらに、解放同盟や同和会の決算書、これでできれば説明していただきたいと思いますがいかがでしょう。

○ 人権同和推進課長

補助金の法的な根拠かと思えますけども、補助金の法的な根拠につきましては、地方自治法の第232条の2寄附または補助ということがございます。その中で、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合において寄附または補助することができるというふうになっております。また、飯塚市補助金等交付規則にも、補助金は市の行政を補完して、または住民の福祉を増進するために公益上必要と、そういうものが認められるものに対して補助金を交付するんだというふうになってるかと思えます。

○ 楡井委員

私、さっきの質問は交付された金銭についてね、使途が特定されるものであることというふうに言われてる、そういうところから見てこの解放同盟や同和会などへの補助金は、それが使途が特定されているものであるかという点について、解放同盟や同和会の決算書で説明していただきたいというふうに言ってるわけですね。これはもう、今までの討論から見て当然説明できません。それはもうわかります。先の質問に移ります。先の質問は、今課長が答えられた内容なんですよ。地方公共団体が交付する補助金については、地方自治法232条の2地方公共団体はその公益上必要があるという場合において補助をすることができるということになってます。この規定から見て、飯塚市の同和団体への補助金支出、これはどのような公益上の必要があるというのかについて、解放同盟のまた同和会の決算書で説明していただきたいこうい

うことです。

#### ○ 人権同和推進課長

運動団体の補助金につきましては、同和関係者の自主解放の努力とみずからの意識の高揚を支援すること、それから人権同和問題の解決に向けては、自主的な研修、啓発、あるいは地域活動、例えばほかにも補助事業や就労対策、こういった国との交渉などの実績踏まえまして人権同和問題の解決に向けて社会的活動を行っている団体であり、行政の補完業務として公益性があるため交付しているところでございます。その中の決算書の中ということでございますけれども、昨日来から運動団体の決算につきましては会計書類の部分が多々、ちょっと不適正な部分があるということで御指摘を受けておりますので、今後は飯塚市補助金等の交付規則の中にもそういった是正措置とか指導こういったことの規定がございますので、そういうことを運動団体の方にも納得と言いますか、ちゃんとしていただきまして、今後とも適正な会計処理が行われるように指導してまいりたいというふうに思っております。

#### ○ 楡井委員

一つ先に進みます。財政的援助として交付される場合には、その執行状況について監査委員が監査の対象とすることができるというふうになっています。これは、地方自治法199条にあります。監査委員に、先ほど機会がありましたからお聞きしましたら、この解放同盟の収支決算については監査の対象にしていなかったということでありました。そういう意味では、会計監査として監査委員会として、これだけ問題になっている問題を監査していないということは一つの問題点じゃないかというふうに思います。また、解放同盟町協決算書に監査委員の名前のないものもありました。それから、逆に地方自治法の180条の5とか6、さらに196条の3項に兼職禁止というような項目なんですけれども、そういう条項に抵触するのではないかと疑義のある人が監査委員になっているというふうに指摘をいたしました。このことについては、調査をするというに言われておりますが、それから一日二日たちましたがこの検討はいかがでしょうか。やられたのかやってないのか。

#### ○ 人権同和推進課長

まだ、その点につきましてはやっております。旧飯塚市で申しますと、運動団体につきましては前期後期と2回に分けて補助金を交付しておりますけれども、その監査につきましては人権同和推進課で年2回、あるいは監査事務局の方で2年に1回やっております。こういうことでございます。ただ、その監査委員が適当であるかどうかということでございますけれども、決算資料についてます監査と、監査委員というのはあくまでも運動団体の内部監査でありまして、運動団体が指名された方が監査をやっているわけございまして、いわゆる行政組織の中での監査委員会が監査したというものでございませぬ。またそれは別個に私たちの担当課でもやっておりますし、2年間に1回は監査事務局が行政監査の方をやっているかと思っております。

#### ○ 楡井委員

今の発言は、解放同盟や全日本同和会の規約を読まれて勉強された上での答弁ですか。監査委員には、任命じゃないと思うんですよ。ここにおられる監査委員の方たちだって、我々が議会で市長の提案に基づいて承認した人たちですよ。これは、当然各団体で言えば選挙で行われてるはずなんです、任命でもなければですね。さらにその、抵触禁止条項を勉強されてない上での答弁じゃないかというふうに思いますがいかがですか。さらにもう一つ、ついでに聞いておきますが、監査、これはまた後ほど。その答弁をお願いします。

#### ○ 企画調整部長

一昨来から、いろいろな御指摘をいただいております。これにつきましては、まだ私の方で勉強もいたしてございません。しかしながら、委員さん御指摘のようにこの補助金を出してる団体につきましてはのいわゆる会計の中身とか、いろいろな面で不備な点が多数あるかと存じております。今後につきましては、これらも含めてしっかりと補助金を出してる行政としまして

内部検査なり、ただ監査委員さんもおられますけど財政援助団体の監査、ここらあたりをしつかりと今後も充実させていきたいというふうに考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 0 : 2 7

再 開 0 : 2 7

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

昼食も抜きで大変御迷惑かけておりますけど、もうしばらくよろしくお願ひします。それで、監査委員会の方にもお願ひしておきたいと思ひます。監査委員の方たちも、この同和問題の、この同和のその補助金の問題について、全然知らなかったということじゃないと思うんですよ、今までも。特に、行政の代表して出られてる事務局長さんあたりは、この問題どこでも問題になってることだと思うんです。そういう意味では、今後ぜひ解放同盟から出てくるそういう、またさらには行政、事業計画とかそういうことも含めて後から後からお金を額田のような形で突っ込まないかんような状況にならんように、ぜひ監査をきちっとしていただきたいというふうに要望をしておきます。それで、最後の質問になりますが、補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律というのがあります。いわゆる、略して言いますと補助金適正化法という法律なんですね。これについても、この本法律の目的は補助金の申請、決定、予算の執行など、基本的事項を規定して補助金交付の不正な申請や不正な使用、それから交付決定の適正化、これを図ることを目的とした法律です。税金その他、貴重な財源で賄うわけですから、補助金についてはそういうきちんとした姿勢が必要だということです。これは、何もその解放同盟、同和会への補助金のことだけを言っているわけではありません。交付する側の、交付する側のみだけではなくて、やはり受ける側の協力や自粛も求めています。そして、交付する側は基準を設けて交付対象の選択、決定した後も補助事業が能率的効率的に行われるようないろいろな種類の義務を課して、課さなければ、課してもいいと、課さなければならない。さらには、事業が終了した後精算し、残金があれば返還をさせるというような基準がつくりなさいということになっています。第5条では交付の申請、第6条では交付の決定、ここ辺では市長の責任も生まれてまいります。第7条では、交付の条件、第8条は交付決定の通知、9条では申請の取り下げ、さらに10条では決定の取り消し、こういう条項もあるわけですね。さらに、他への転用の禁止こういうのもあるわけですね。解放同盟、または同和会の決算書から見れば、どれもこうクリアしてないように思うんですね。ですから、飯塚市における同和団体への補助金の支出ということは、この適正化法の定める手続にのっとり行われていないんじゃないかと私は思いますけれども、皆さん方はどういう考えをお持ちでしょうか。その点をお聞きしたいと思ひます。

○ 人権同和推進課長

今おっしゃっております適正化法につきましては、直接的にはこれは国が出す補助金の規制でございます。ただ、この中の趣旨と言いますか申請であるとか決定通知であるとか是正措置、そういったものにつきましては飯塚市の補助金等の交付規則の中にもうたわれているところでございます。こういったことがありますので、そういう、こういう規則に基づきまして適正な会計処理あるいは申請、実績報告等がなされるように今後また強く指導していきたいと思ひますので、御理解をお願いしたいと思ひます。

○ 楡井委員

最後の発言になると思ひます。不法な、またその不適切な執行ではないかというふうに思うんです。また逆に、いろいろな科目で支出されている同和団体への補助金、助成金、さらには負

担金、委託金こういうことを見ていくと、逆差別的な執行ではないかというふう思うんですね。それで、これ幾らもう、今まで例を示してきました。それで、この逆差別、こういうふうなことを続けていけば、差別を解消するどころか助長につながりかねないというふう思うんです。40年以上にわたってこういう支出を続けてきたわけです。そういう意味では、飯塚市またはその旧1市4町の体質にもなっとるんかなというふうにも思いますけれども、現在は同和諸法も消滅したり失効したりしている、そして新飯塚市として新しい気鋭の民間出身の市長も生まれました。そういうもとの、今飯塚市の同和行政を根本から見直すチャンスじゃないかというふう思うわけです。必要な人権同和事業は、これはしなきゃなりません。しかし、これだけを抜き出した政策にするのではなくて一般施策の中でこれをやっていけばいいんじゃないか、いうことを強く要望をいたして質問を終わりたいと思いますので、真剣に考える問題だと繰り返し発言をしておきます。よろしくお願ひします。

#### ○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。これより特別会計の審査に入ります。認定第45号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第46号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第47号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第48号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第49号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

#### ○ 原田佳尚委員

資料の2ページになります。これ、代表者質問、それから一般質問等でもあっておりましたけれども、大体18年度は若干の黒字になるというような方向性がありましたですね。そういう報告があったような記憶をいたしておりますけれども、17年度の決算でありましたら6億の欠損と。そこで、現在11月に入りまして上半期が終わったと思っておりますが、参考までに現在の上半期での決算、それから前年との比較をわかればお願いしたいと思ひます。

#### ○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 0 : 3 5

再 開 0 : 3 5

委員会を再開いたします。今何号やったかね。（「49号です」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第50号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第51号の質疑に入ります。

歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第52号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第53号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、認定第54号の質疑に入ります。歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 0 : 3 6

再 開 0 : 3 6

#### ○ 委員長

委員会を再開いたします。これより、新飯塚市分について討論、採決に入ります。討論、採決は各会計ごとに行います。最初に、認定第44号の討論を許します。討論はありませんか。

#### ○ 楡井委員

今までやってきましたように、これについては反対の態度表明をいたしますが、討論については本会議でさせていただきますので、よろしくお取り計らいいただきたいと思います。

#### ○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第44号 平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は举手願います。

( 举手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第45号の討論を許します。討論はありませんか。

#### ○ 楡井委員

44号と同じ態度で臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第45号 平成17年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は举手願います。

( 举手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第46号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第46号 平成17年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第47号の討論を許します。(「委員長」と呼ぶ者あり)

○ 楡井委員

済いません。先ほど50と言いましたけど、47の間違いでございますので、よろしくお取り計らいください。それで、47号につきましても、44号、45号と同じように本会議で討論させていただきますけども、この場では反対の表明をさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第47号 平成17年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第48号の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

44、45、47と同じように、この議案についても反対の態度を表明させていただきます。討論はまた本会議でさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第48号 平成17年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第49号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第49号 平成17年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第50号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第50号 平成17年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第51号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第51号 平成17年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第52号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第52号 平成17年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第53号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第53号 平成17年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、認定第54号の討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第54号 平成17年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。本特別委員会は、予定では5日間を予定しておりましたが、皆様の御協力、特に楡井議員の御協力とそれから執行部の適切な答弁余りなかったんですけどね(笑声)、来年からは適切な答弁をひとつやっていただきたいと思っております。御協力の賜物で、3日間で終わることができまして、本当に感謝いたしております。委員会審査の中で、各委員さんから指摘なり要望が多々ありましたが、執行部におかれましてはこの意をくんでいただいて、市民福祉の向上のため、また市政発展のために御尽力いただきますようお願いいたします。特に、いろんな問題が出てきましたので、やっぱり資料を出す以上は、資料を出したときにはこのぐらいのものはやっぱり勉強しとかないかんという初歩的なことぐらいは臨んで、委員会に臨んでいただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成17年度決算特別委員会を閉会いたします。大変長時間お疲れさんでございました。(拍手)